

あづまこども園 重要事項説明書

【令和 7 年度】

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人のどか
所 在 地	山形県東田川郡三川町大字猪子字大堰端 333 番地
電 話 番 号	0235-66-5877
代表者氏名	理事長 成澤 剛

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	あづまこども園
施設の所在地	酒田市東町 1 丁目 20-9
連 絡 先	電話番号 0234-23-7203 F A X 0234-43-1122
管 理 者	園長 伊原 香奈
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする 3 歳児までの児童（あづまこども園は 3 歳 児までの保育園のため）
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 8 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 20 人 満 1 歳未満の児童 12 人
開 設 年 月 日	平成 2 7 年 4 月 1 日認可

3. 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 職員の配置状況

職 種	員数	勤務体制
園 長	1	勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
事 務	1	勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
主任・副主任 保育士 保育補助	1 2	勤務時間帯（６：４５～１５：４５） （８：３０～１７：３０） （１０：１５～１９：１５） ※その他、調整勤務時間帯があります
看護師	3	勤務時間帯（８：００～１７：００） （８：３０～１７：３０） （９：００～１８：００）
保育補助（パート）	1	早朝保育・清掃等

※シフトにより、各保育士等の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※給食は（株）ベストへ委託しています。

5. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝日は休園となります。

6. 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、７時から１８時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、希望者には月額 700 円でおやつの提供をします。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から８時３０分まで及び１６時３０分から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

7. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別保育事業

・時間外保育

上記6に記載する時間において、時間外保育を提供します。

・体調不良児保育

保育中に具合が悪くなった時など、保護者の方の迎え時間まで静養できるように保育をします。

・一時保育

冠婚葬祭や通院など保護者の都合、育児疲れを解消したい時などに一時的に保育をします。

・乳児保育

生後57日からのお子さんをお預かりします。

(3) 送迎

保護者による送迎

(4) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳～1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。（入園までに食べずすめておいてほしい食材を一覧表にてお知らせします。アレルギーの観点から、食材を全て食べ終えてから給食を提供させていただきます。）

8. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別表**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

9. 利用の開始及び終了に関する事項

当園は、市町村から特定保育の実施について依頼を受けたときは、これに応じるものとします。

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が3歳児を終了したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10. 緊急時の対応

- (1) お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、マニュアルや消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

12. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・ 苦情等処理責任者 園長：伊原 香奈 ・ 苦情等窓口担当者 主任：石川 実希 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	石川 幸	電話番号 090-7668-2185
		元社会福祉施設職員
	前田 範子	電話番号 090-2984-8004
		元保育園園長

※相談窓口の詳細につきましては、園内に掲示しております。

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

13. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済
保険の内容等	独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済
保険金額	死亡見舞金 3,000万円

14. 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

保育料の金額情報や、お預かりしている園児に関する情報については、別途に定めるマニュアルにより適切に対応いたします。個々に対応が必要な場合や、対応内容に関する質問等がありましたら、職員まで申出ください。

15. その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおり等に記載しております。

※ 1

「特定教育・保育」

市町村長が、施設型給付費の支給に係る施設として確認した施設で（認定こども園・保育所）で提供される教育・保育をいいます。

別 表

- 1 保育所副食費負担金（３歳児） 月額４，８００円
ただし、住民税所得割額が 57,700 円未満（ひとり親世帯については 77,101 円未満）の世帯のすべての子ども及び保護者と生計が同一である子どもで第３子以降の子どもは免除となります（対象の方には、別途、通知します）。
希望者には主食を月額 1,750 円で提供します。
- 2 時間外保育に係る利用者負担金
 - (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料
１８時から１９時までの時間帯を利用した場合
おやつ希望者（登録制）には、月額 700 円で提供
 - (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料
７時から 8 時 30 分まで及び 16 時 30 分から 19 時までの時間帯を利用した場合
一時間 100 円
時間外保育料は、月額 3,000 円（30 時間）を上限とする。
おやつ希望者（登録制）には、月額 700 円で提供
- 3 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済 保護者負担金
１人あたり 年額 245 円
- 4 保育で使用するもの
 - (1) おたより帳（0、1 歳児） 190 円
（2、3 歳児） 158 円
 - (2) 帽子（1 歳児以上） 1,030 円
 - (3) おたよりケース（全園児） 280 円
 - (4) 集金袋（全園児） 48 円

その他、保育において個別に必要なもの